

霧島市空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、霧島市における空き家等の有効活用を通して、移住定住を促進し、地域活性化を図るため、霧島市空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（居住がなされなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物及び当該建物が立地する宅地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権等により、当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 売買、賃貸等を希望する空き家等の所有者等から申込みを受けた情報を登録し、利用希望者に対して本市が情報を提供する制度をいう。
- (4) 利用希望者 空き家バンクに登録された空き家等の利用を希望する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(登録の申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家等に関する登録を受けようとする所有者等は、霧島市空き家バンク登録申込書（第1号様式）及び霧島市空き家バンク登録カード（第2号様式。以下「登録カード」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、速やかにその内容等を確認し、申込内容が適切であると認めるときは霧島市空き家物件

登録台帳（第3号様式。以下「空き家台帳」という。）に空き家等を登録するものとする。

- 3 市長は、必要に応じて当該空き家等を立入調査するものとする。この場合において所有者等は、市の調査に協力しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定による登録を完了したときは、霧島市空き家バンク登録完了書（第4号様式。以下「登録完了書」という。）を所有者等に通知するものとする。
- 5 市長は、空き家台帳に登録をしていない空き家等で、空き家バンクによることが適当と認められるときは、当該所有者等に対して任意に登録を勧めることができる。

（登録事項の変更の届出）

第5条 前条第4項に規定する登録完了書の通知を受けた所有者等（以下「物件登録者」という。）のうち、当該登録事項に変更があったときは、霧島市空き家バンク登録変更届書（第5号様式）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家等について空き家台帳の登録を削除するとともに、霧島市空き家バンク取消通知書（様式第6号）を物件登録者に通知するものとする。

- (1) 登録された空き家等に係る所有権等に変動があったとき。
- (2) 登録の日から2年が経過したとき。ただし、再登録した場合は、この限りではない。
- (3) 物件登録者から霧島市空き家バンク取消申出書（第7号様式）による申出があったとき。
- (4) 登録申込みの内容に偽りがあったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの。

（情報の公表）

第7条 市長は、あらかじめ物件登録者の同意を得られた情報に限り、市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により空き家等に関する情報を公表するものとする。

(利用の申込み)

第 8 条 利用希望者は、霧島市空き家バンク利用申込書（第 8 号様式）に利用を希望する空き家台帳に付記された登録番号を記入し、誓約書（第 9 号様式）を添えて、市長に申し込むものとする。

(登録及び利用の制限)

第 9 条 市長は、空き家バンクに登録し、又は利用しようとする者が、霧島市暴力団排除条例（平成 25 年霧島市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものに該当するときは、同条例第 6 条の規定により登録及び利用を承認しないものとする。

(物件登録者と利用希望者の交渉等)

第 10 条 市長は、物件登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 交渉及び契約等に関する一切の問題等については、当事者間で解決するものとする。

3 市長は、物件登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び契約等に関する仲介等について、あらかじめ協定を締結している公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会鹿児島県本部（以下「協会」という。）へ依頼するものとする。

4 前項の依頼を受けた協会は、会員の中から適切な者を選定し、空き家等の仲介等を行わせるものとし、選定した会員名等を市長へ報告する。

5 前項の規定により選定された会員は、契約成立又は不成立の日から起算して、1 か月以内に霧島市空き家バンク交渉結果報告書（第 10 号様式）により空き家バンクの仲介等に係る結果を市長へ報告するものとする。

(個人情報の保護)

第 11 条 第 4 条第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による空き家台帳等に保有する個人情報の取扱いについては、霧島市個人情報保護条例（平成 17 年霧

島市条例第 11 号) の例による。

(委任)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。